

民國佛教期刊文獻集成

任繼愈題



民國佛教期刊文獻集成

任繼愈題

第 115 卷



南瀛佛教會會報

中國書店

NANEIBUKKYO

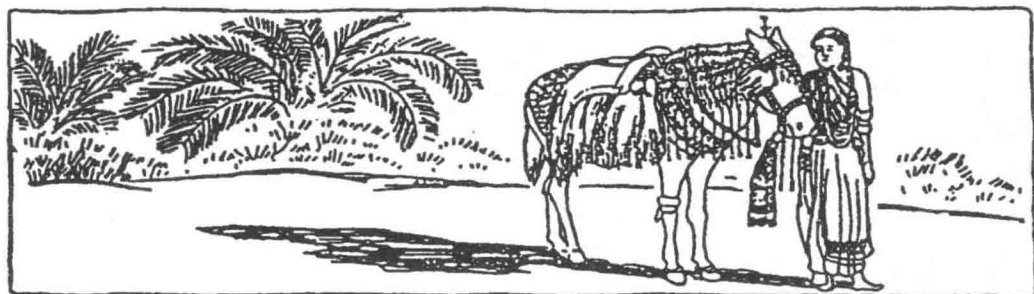
XII 2

南
瀛
佛
教

通
卷
第
八
十
號

號一月二

行發會教佛瀛南本北日大臺



目 次

▲ 卷 頭 言 一

▲ 主義者と宗教 忽 沿 谷 快 天 二

▲ 寺廟管理人制度批判 李 添 春 七

▲ 舊慣信仰に現はれたる神佛 編 輯 子 二

▲ 談「閩人と禪宗史」質疑 林 德 林 四

▲ 佛說堅固女經講話 林 秋 梧 一七

▲ 臺灣宗教序論 丸 井 圭 治 郎 三

▲ 雜 報 第十四回南瀛佛教講習會 一

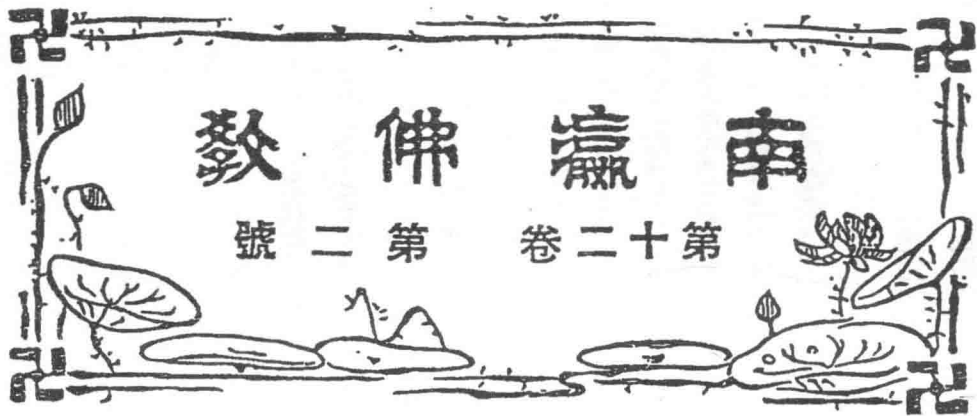
「南瀛佛教」四月號豫告 中 學 林 計 畫 擴 張 一

凌雲禪寺大悲殿落成 町 丸 井 圭 治 郎 先 生 「堅固女經」決定出版 三

▲ 編 輯 後 記 一

南 瀛 佛 教

第二十卷 第二號



吾々は多事多忙であつた昭和八年を送つて、茲に光輝ある昭和九年を迎へてから最早二月となりました。新しい年を迎へることは毎年一回あることであるから別に珍しいことはない、従つて特に喜ぶ程のことでもなければ又之を厭ふ程のことでもない筈ある。

然るに吾々が特に喜んで新年をお迎へすることは新しい氣分を以て物事に新しい注目を拂ふからである。即ち舊年中には色々失敗したこと、満足し得なかつたこと、希望に叶はなかつたこと、等々數へ上げたらず多々あるであらうが、これらに對しては新年を迎へると同時に二度と失敗しない様に更に注意を拂ひ、計畫したことが思ふ通りになる様に、又満足し得る様に努力をする、それから希望したことが叶ふ様にすることは大切なことである。それであるから吾々が何時までも、失敗したことや思ふ通りにならなかつたこと等を氣にして居ては何にもならない。須らく氣分を新にして物事の成功する様に一層努力すべきである。

思ふに本島の宗教が遅々として振展して居ないのは、これまで千年一律として更に何等新しい氣象がなかつたからである。即ちそれに新しい生命が缺かれて居たからである。譬へば吾人の身體の様に同時新陳代謝が行はれて居なかつたならば發育成長して長く健康を保つ事は出来ない。池の水でも新しい流れがなければ遂には腐陳を來し、田園とても久しく開拓することがなければ遂に荒廢して仕舞ふのである。佛教徒たる者は之に鑑みる處がなければならぬ。須らく精神を新にして精進努力を以て教界に向ふべきである。今や本島の宗教界は未墾の處女地の如く吾人の活躍を待ちつゝある。本島の宗教を振興せしむることは吾人の職責ではなからうか、然らば吾人は須らく宗教家たるの自覺を以て教界の爲めに努力し、一般社會の教化教導にも盡瘁するところがなければならぬ。



主義者と宗教

忽滑谷 快天

一 主義者の思想は概して粗笨である、粗笨であるだけ、愚案に慣れない人々の頭を捕へ易い。兎角蠟硫千萬なコヂツケ理窟は俗耳に入り易く眞理は却て理解し難いものである。例へば眼の上に煙ができた、これは目上の人を粗末にするからだといふ理窟の如くで、至極解りがよい。之に反して癩に關する病理的説明は無學の人々の頭には入りにくい。主義者の精神的立脚地なる唯物論は至極素朴なる獨斷である、それが素朴なる獨斷であるだけ、俗耳に入り易く、社會大衆の心理と共鳴する。之に反して物心一元論の如き眞理は容易に理解されない、容易に理解されないだけ、宇宙の深義に根ざしてゐるのである。經濟的肉體的生活が人間生活の基本であり、宗教的精神的生活は夢幻的陽炎的生活であるとする主義者の獨斷は蠟硫千萬なコヂツケ理窟である。主義者は言ふ「人が宗教を造るのである、宗教が人を造るのではない、昔しは神が人間を造つた、今は人間が神を造るのだ」と。這の獨斷は一見道理らしく感ぜられ、無智の頭腦を把握する力がある。野蠻人には野蠻人らしい宗教があり、文明人には文明人らしい宗教がある、されば人が宗教を造るに相違ない。小兒は小兒に相應した神を信じ、大人は大人に適當した神を信じ、善人は善人相應の神を信じ、惡人は惡人に適當した神を信じてゐる。のみならず草木に神を信ずる者はなく、禽獸に佛を信ずる者もない、されば人間が神を造るので、神が人間を造るのではない。從て神は造物主として實在する者でなく、人間が造物主否神主として實在してゐるのであるといふ。是等の立言は畢竟何を證明するのであるか。

二 草木に神を信ずる者は無い、禽獸にも佛を信ずる者はない、禽獸蠟魚の建てた教會もなく寺院も無い、唯人間のみが宗教を造る。而して其宗教は信者の心理に應じて千態萬狀である、神も佛も信者の根柢に應じて種々様々に表現せられてゐる。しかし是が無神無靈の證據にはならぬ。一切の事物は皆悉く觀察者の心理に依て左右せられ、其根柢に應じて種々様々に表現せらるる。我等の住する世界は明眼の人には明かな世界であるが、盲人には暗い世界である。昔の人には平面の世界であつたが、今の人には球面の世界である。明かな世界といふ

も唯い世界といふも平直の世界といふも、等しく人造的である、犬や猿は平面とも球面とも思つてゐない、それだから世界は無いのだとは断定できない。茲に一個の人間がある、この人間は親から親れば子であるが、子から親れば親であり、弟から親れば兄であるが、兄から親れば弟であり、同時に友人から親れば身方で、敵から親れば仇である、のみならず食人種より親れば美食で、寄生蟲より親れば大世界である。觀察者の心理に依て左右せられ、種々様々に表現せらるゝけれども、箇人の存在は確實である。神や佛も亦是の如くで、信者の心理に依て左右せられ其根機に應じて表現せらるゝけれども、之によつて無神無靈と斷言するのは塵埃千萬な獨斷である。宇宙觀や人生觀は之を形成する人々の心理に依て左右せられ、其表現は千態萬狀である、それであるから宇宙もなく人生もない、空無であると獨斷したならば狂氣の沙汰でないか。是の如き論法を是認するならば、唯物史觀の基礎たる物質其物も空無であり、空無の上に築き上げた唯物史觀は夢幻よりもはかないと謂はねばならぬ。

三 「人間が神を造るのだ」といふ斷定の中に二つの意義が含まれてゐる、第一は神は人造的であるといふこと、第二は神は空無であるといふことで、第一と第二とは全く關係の無い斷定であるのを、恰も同一の斷定であるが如く見せてゐる。此點にトリックがあり欺罔がある。宗教が人造的であることは疑を容れぬ、人間精神の所産として宗教も藝術も學術も同様である。藝術は人間の造つた組織的な智識であつて空想とは違ふ。大自然の法則を把握する力ある人間の創造したものと言つても可い。科學は人間にのみあり、人間の特産物である、即ち人造的である、人造的であることが、科學の價值を減ずるものではなく、空想と同視すべきものでもない。藝術は大自然の美しい相を、人間的に現はしたもので、人造的なるは無論である。人間の藝術は大自然のその如く微妙ではないけれども、人間的に理想化せられたる點に於て特色があり。藝術が人造的であるからとて、之を幻覺や錯覺の產物として斥けるのは亂暴である。これと同じく宗教は大自然の體的實在を認めた人間的創造物で、人間以外には無いのが當然である。斯くして宗教が人間的であるからとて之を幻覺や錯覺の產物として斥くるのは無法である。低級なる宗教信仰の中には幻覺や錯覺を混入した場合が絶無とは言はれぬけれども、低級なものは宗教に局らず、他の人造物にも過誤は常に附隨してゐるから、宗教其物を非難するは當らない。人造的であることと、幻覺であることとを混同して、神佛は人造的であるから空無であり、從て神佛の觀念は幻想であると斷定するのは、非難者の無茶な獨斷であると同時に欺罔である。

四 主義者はいふ、『宗教は幻想的幸福に外ならぬ』。即ち宗教の起原を幻想にありとするのが主義者の主張である。彼等の考ふる所に據

れば、民衆は現實の苦難から理脱せんがために、天國だの神だの救世主だの佛だの極樂だのといふ幻想を描いて自ら慰めてゐるに他ならぬ。これは宛然憐れなる乞食が毎夜萬乗の君になつた夢を見、歡樂境を未來に希求してゐるが如くで、斯く愚かしい夢を見るのは、現實のルンペンの境遇に堪へられぬからである。人生を苦悶したり、人間を罪惡視したりして、頻りに救済を求むる一部の宗教は主義者の謂ふ所に似てゐる。しかし主義者が思ふ如く社會組織が悪くて民衆が壓迫に堪へきれず、宗教によつて幻想的幸福を求むるといふのは謬妄である。被壓迫者が現實の苦難を脱せんが爲に國家を求むるのが宗教であるとせば、宗教信仰は被壓迫階級に濃厚にして特權階級には稀薄となるべく、逆境の人は信念が強く、順境の人は弱い筈である。しかしに宗教は上層階級の人にも下層にも普及に行はれ、順境の人も逆境の人と同様に信仰を求めてゐる。釋尊の如き上層階級に生れ、物質的に餘裕のあつた順境の人が宗教を開いたではないか。またマルクスの如く一生饑餓不遇で衰家の狗のやうな生活をした逆境の人が反宗教を叫ぶではないか。宗教が社會組織の善惡に因らないことは、太古墜壞の民にも現代文化の民にも信仰に於て差別がなく、人文發達の程度に依て信仰の内容に幾分づつ變化が生ずるだけであるに徴して知らる。主義者は「宗教は幻想的幸福に外ならぬ」といふが、宗教を信じて必ずしも幸福になるとは限らぬ、悔悟もあり懊惱もあり、自責もあり犠牲もあり、永久の苦惱などさへ譬喩的に脱かれてゐる。されば無宗教的な享樂生活が却て宗教生活より樂であらう。主義者は宗教生活が快樂の追求であると思ふかも知れぬが、宗教生活は決して其様なものではないのである。

五 主義者はいふ「宗教は唯人間が自分自らを中心に向くやうになるまでの間だけ、人間の周圍を廻る所の幻想的太陽に過ぎない」。謂ふ意は人間にとつて最も確實な存在は人間である、人間は人間の中心問題である、人間以外の存在は附庸物である。眞理は人間的に自然なのである。道德も宗教も人間を外にして成立するものではない。昔の人は太陽が地球の周圍を廻ると妄想してゐたやうに、道德は宗教が外部から光を放つて人間を照すやうに幻想してはならぬ、人間が自ら動いて道德や宗教を造るのであるから、恰も地球が自ら動いて天空を照すが如くだといふのである。これ亦一應は首肯できる、けれども人間中心の思想は一定の程度を超えると誇大妄想になつて了ふ。眞も善も美も皆人間的のもので人間的色彩を帯びない者はないのであるが、さりとて人間が我儘勝手に造り出せるものでもない。人間の思想が奔放不羈なる儘に眞を造り美を造り善を造るのではなく、人間が如何ともすべからざる客觀的に確實なる眞があり善があり美がある。鳥の歌ふも花の笑ふも人間のためとばかり胃認してはならぬ。日の没るも月の出るも人間のためとばかり胃認してはならぬ。魚には魚の使命があつて生

れて來、蟲には蟲の天職があつて生れて來、山川草木も亦皆然りである。人間を中心にして宇宙が成立したるにあらずにして、無限廣大なる宇宙の中、一微塵に等しき地球上に人間が化生したに過ぎぬのである。人間が天地を造つたのではなく、天地が人間を産み出したのである。されば地球が中心で太陽が其周圍を廻ると考へた古人の誤を認め人間を中心とする思想の誤を認めざれば人生の真相を明かにすることはできぬ。人間中心の極端な妄想を止めて、法を大自然の靈的實在にとる宗教信仰に還らねばならないのである。

六 主義者はいふ『現在の國家社會そのものが一つの顛倒した世界であるから、宗教即ち顛倒した世界意識を作り出すのである』と。現在の國家社會其物が顛倒した世界であると假定しても、顛倒した世界意識即ち宗教が作り出さるゝのであると主張するのは、詭辯が過ぎて滑稽に感ぜらるる。

何となれば現在の國家社會の缺陷から宗教が作り出さるるなら資本主義社會の成立しなかつた昔しは宗教は無く、現在の社會に至つて特に宗教の勃興を見ねばならぬ。しかるに事實は之と正反對で現代人よりも昔しの方が宗教熱が高かつたと思はるるからである。顛倒した世界意識が宗教であるといふ妄論は、宗教は幻覺的幸福であるといふのと同様に、主義者の宗教に對する錯覺であつて、幽霊信者が枯尾花を化け者と見るのと同じ心理である。宗教は現世の苦みを來世で慰めようとする期待ではない、現實の宇宙人生を物質的機械的盲目的の存在と見る迷執を轉じて、精神的靈的存在と悟了するにある主義者はいふ『宗教は抑壓せられたる活き物の嘆息である』と、是れ又誣妄の甚しきものである。活き物が抑壓せられた結果、嘆息として宗教を唱へ出すといふ恰も砂が抑壓されて油が出るといふが如く、不經の尤なるものである。宗教が被壓迫階級の特産物であるといふ證明が何處にあるか。『宗教は民衆の阿片である』と主義者はいふ。民衆が現實の苦惱に堪へずして、宗教といふ阿片を服用し、其中毒によつて阿片の服用に多額の金錢を費すといふのである。しかし宗教は精神病患者に與へらるる鎮痛劑ではない、精神病を根本的に治す自然療法である。信仰は苦惱を麻痺する毒物ではなく迷執的細菌を喰ひ殺す白血球である。上流社會の人で何等社會的階級的抑壓を感じざる、しかも理性の健確な、智識の豊富の、理學者、醫學者等に宗教信者が多いのは、主義者の誣妄を辯白して餘りある事實ではないか。吾人を以て之を觀れば、共產主義は事實被抑壓階級の嘆息として現れたもので、劣敗者落伍者の慰安としての陽炎である。共產主義は人間の本性と背反した行き方である。人間は優越本能といふものがあつて、絶えず意識的にも無意識的にも他に優らんと努力してゐる。ゆゑに均一平等は何人にも満足と與へない。均一平等が満足と與へるやうに見えるのは、下層が引上られて

上層と均一した刹那だけで、忽ち下層も上層も不満を懷き相互に優越の地位に立んと翹望するに至るのである。斯くして共產主義は人間の本性と背反した企圖であるから、何時の代にも實現できない、ただ劣敗者が此陽炎を見て苦悶を慰するに過ぎない。マルクス一派は現代社會の劣敗者で其劣敗者が苦悶を忘るるために服用したのが共產主義即ち阿片である。阿片中癡者の一人レイニンが共產主義を實行せんと試みて其不可能なるを證明したのが、現在のソヴェトである。吾人は共產主義を以て被抑壓階級の嘆息であり阿片であると斷言する。主義者を正道に導きて阿片を棄てしむるに最も適切の方法は佛教を信ぜしむるにある。

七 主義者はいふ「宗教の批判は人間を迷ひから醒めしめ、其れによつて人間が一人前に目醒め、理性に達した人間として考へ且つ行ふ如く自己の實體を形造らせるものだ」と。これは宗教を一種の迷夢の迷夢とし、其の迷夢の厚因を理性の不充分に歸したものである。

或人の信仰は或他の人より見て迷信と貶せらるることがあり、無教育の人々の信仰が智識階級の人々より見て迷妄と思はれることがある、しかし信仰を有する當人には決して迷信ではなく、理に於ては情に於ても不満足の點はなく、當人の經驗と矛盾する所もないのである。されば當人に於ては全人の満足が信仰によつて得らるるに相違ない。宗教は感情の産物であり、盲目的の希求である如く批評する人もあるが、これ亦誤りである。さればとて推理や判斷のみによつて信仰が成立するものでもない。禪僧の多くは悟りによつて宗教が得らるると主張してゐるが、其悟りなるものは、單なる理解ではなくして全き信仰なのである。禪僧が悟道と信仰とを同じに見てゐることは、道元禪師の「信現成のところは佛祖現成のところなり」といひ、「佛果位にあらざれば信現成あらす」といふ語によつても察せらるる、信仰が單なる感情の産物であつたり、理性の産物であつたりしては全人の満足は得られない。主義者の言ふ如く人間が理性的に目醒めたからとて、それが好いのではない。人間には理性悟性の鋭敏なる能力が働くと同時に麗はしき情線が充分に共働し、人間として諸本能が齊しく充足せられて、全人の渾然たる協調に達せねばならぬのである。吾人の信する所によれば、宇宙萬有の父なり母なる御佛の眞實清淨慈悲の三徳が人生に實現せらるる生活が即ち宗教生活なのである。



寺廟管理人制度批判(二)

李 添 春

四、管理人の権限

現行法には特別に管理人に關する規定はないから、其權限は固より明かではない。又舊慣に依るといふても、さて、舊慣とは何ぞや。之も實はハッキリしない。又前述の如く社會事情の變遷に依つて舊慣そのものも多少つゝ變化するのであるから、管理人は元來實事であつたものが漸次虛主、或は願廟等の仕事をも兼ねてやるやうになつた。現在は唯神佛會のある寺廟、又は財産ある神佛會等に於ては、比較的舊慣に於ける董事と虛主の關係が尙ほ残つてゐるが、これとても純然たる舊慣のまゝではあるまいと思ふ。されば法院に於ける判例は何うであるか。これも祭祀公業に於ける管理人の權限に關しては相當の判例もあるし、比較的明瞭であるが、寺廟に於ては殆んどない。又これに關して書いた文獻も極く稀である。それであるから管理人に關する權限を知るには頗る困難である。

然らば現行法上幾何程管理人の權限を認めてゐるか、先づ臺灣土

地調査規則(明治三十一年七月律令第十四號)には次に擧げる二箇條に依つて、寺廟の土地に對する管理權を認めてゐる。則ち

第二十八條。番社、祠廟、公號、神佛又ハ祖先等ノ名ヲ以テ業主ト爲スノ慣習アルモノハ、其ノ名義ニ於テ頭目、管事、實事其他ノ管理人ヨリ申告スベシ。

第五十六條。第二十八條、第三十條及第五十五條ノ規定ニ依リ番社、祠廟、公號、神佛又ハ學田、義渡田、祖先等ノ名ヲ記載スル場合ニ於テハ其住所欄ハ管理人ノ住所ノミヲ記載セシムルモノトス之に依つて觀れば寺廟の所有土地即ち寺廟敷地、建物敷地、及田畑其他の土地は總て管理人名義にて管理することを認めたわけである。最も臺灣土地調査規則は其後臺灣地租施行に依つて廢止されたけれども、管理人の權限は少しも侵害されてゐない。

尙ほ社寺行政には如何なる權限を認めてゐるか、之を少し検討して見たい。

現行社寺例規を觀るに三府令と其他の訓令や通牒よりなつてゐる

が、就中管理人の權限に關して觀るべきものは、即ち明治三十八年府令第八十四號のみである。本令に據ると舊慣に依る寺廟等の所屬財産を賣渡讓與交換又は其他の處分をなし、或は擔保の目的に供せんとときは、信徒總代二名以上通署の上、管理人より顯出ることになつてゐる。それであるから本令に依つて管理人に寺廟所屬財産の處分權を與へたわけである。のみならず本令に於て管理人の地位を觀るに他の神社に於ける神職と寺院に於ける住職の地位と同等に排列されてゐる。即ち其全文を掲げば次の如し。

神社寺院又ハ本島ノ舊慣ニ依ル寺廟等ノ所屬財産處分ニ關スル件

(明治三十八年十一月府令第八四號)

神社(臺灣神社ヲ除ク)寺院又ハ本島ノ舊慣ニ依ル寺廟等ノ所屬財産ヲ賣渡、讓與交換又ハ其他ノ處分ヲ爲シ或ハ之ヲ擔保ノ目的ニ供セントスルトキハ氏子、檀家、又ハ信徒總代二名以上通署ノ上神職又ハ管理人ヨリ顯出テ臺灣總督ノ許可ヲ受クベシ

とあるのを觀るも明かである。本令の趣旨を更に簡單にすれば次の如くなる。

神社——氏子——神職

寺院——檀家——住職

内地傳來の宗教

寺廟——信徒總代——管理人……舊慣に依る宗教

以此觀之、本島の寺廟に於ける管理人は内地の宗教的素養ある神職

と住職と同等に取扱つてゐることは明瞭である。換言すれば神社、寺院所屬財産を處分するには神職、住職の資格に於て顯出でるに對し、寺廟には住持又け住職の資格では行かずに、管理人の資格で以て顯出でることに規定してある。それであるから假使寺廟に於て碩德著宿であり。學識才能ある所の住持が居住しても苟くも管理人の資格がなければ、寺廟所屬財産の管理權もなければ同財産處分に對する何らの權限をも所有しない。又信徒總代には通署の必要あるも、住持には其の必要さへ認めてゐない。

斯くて僧侶たる住持は全く寺廟所屬財産から抹殺されたわけであつて、他方管理人の權限が著しく擴大して俗人の身分であり乍ら其の經濟力を以て、僧侶たる住持等を支配し、任免其他法務上の執行にも、一切管理人の獨裁下に呻吟せざるを得ざる實情にある。實際法務執行權の如きは住持の專屬たるべき職務にして、俗人たる管理人が得て干渉すべきものにあらざれども、事實上法務執行にも經濟力に俟つこと多いので、結局管理人の制肘を受ける。そこで法務執行權は寧ろ管理人にあると謂つて可い。この場合住持は其の補佐機關又は管理人職務の一部を代行するに過ぎないと言はなければならぬ。斯かる事情にあるから若し、管理人が純然たる俗人の身分であるならば、法務に對する理解は非常に少い、隨つて法務執行上頗る困難を伴ふことになるし、又け著しく極限された法務しか執行すること

が出来ない。或は全然法務を執行しないことになる。是れ管理人制度の當然到達すべき結論である。

五、管理人と住持

本島に於ける寺廟には管理人の権限が前述の如く著しく擴大されたのである。住持の権限は殆んど認められてゐない。この事は臺灣宗教調査報告書第一卷(七五頁)に最も明瞭に言つて居る。即ち住持は元來寺廟の管理を司り、之を代表すべきものなれども臺灣に於ては、寺廟の財産の管理は全く管理人の手に移り居るが爲に住持の権限は極めて狹少にして殆ど顧廟と大差なし。

而して現行社寺行政には明治三十二年七月訓令第二二〇號に依つて僅かにその存在を認めて居るのみである。

寺、教務所、説教所及本島舊慣ニ依ル寺廟、齋堂等又ハ神明會、祖公會等ノ建立、設立、又ハ廢合等ニ關スル事項取扱方

(明治三十二年七月訓令第二二〇號)
(改正 大正十一年第一一五七號)

(前略)

六、寺廟、齋堂ノ建立ヲ許可シタルトキハ其ノ理由及左ノ事項ヲ具シ其ノ都度報告スベシ

(前略)

七、住職、僧侶、道士等ノ資格、氏名

八、管理人ノ住所、氏名

併しこの場合の住職等の資格氏名は行政上の參考事項に過ぎないので、事實上無いならばなくても可いことである。

尙ほ覆審法院の判例を見ると住持は祭事を管掌することになつてゐる。即ち臺灣總督府覆審法院編纂の「覆審法院判例全集」(一五六頁)に據つて之を掲げば

凡ソ祠廟ノ住持ハ其祠廟ノ祭事ヲ管掌スルニ止マリ、祠廟所屬ノ財産管理ヲ爲ス權利ヲ有セサルコトハ本島ノ慣習ナリト雖モ、別ニ董事若クハ管理人ヲ設ケサル場合、若クハ董事管理人ヲ置クモ親ラ職務ヲ行ハサル場合ニ於テ、住持僧ヲシテ董事若クハ管理人タル職務ヲ兼掌セシムル事ハ往々見ル所ノ事例ニシテ其兼掌ヲ禁シタルト認ムヘキ慣習ノ存在ナシ、而シテ此等ノ場合ニ於テハ住持ノ資格ヲ以テ管理行爲ヲ行フニアラズシテ、其ノ兼掌タル董事若クハ管理人タル資格ヲ以テスルモノナレバ、其行爲ハ適法有效ニシテ祠廟ヘ之ヲ無視スルコト能ハサルモノトス(明治三九、四〇、四一、四二號、四六四二號、明治四〇、一一、六日)

斯くて住持は祭事を管掌するものとせば、前述の如く爐主も祭事を管掌するものである。然らば住持と爐主は異名ではあるが、其職務上から言へば同一でなければならぬ。或は祭事を管掌する上にも自ら高下の地位があつて爐主は祭事長であり、住持は祭事執行者で

あると観るべきであるかこの邊は明瞭ではない。宗教調査報告書には住持は殆ど願廟と大差なしといふから、この見解は正しいかも知らぬ。それであるからこれらの事狀を綜合して觀ると住持は檀主と同地位にあるか、願廟の地位にあるか、若くは檀主と願廟との中間にあるものと看なければならぬ。

その點にせよ當然董事若くは管理人の指揮監督を受けなければならぬことになる。

六、管理人と舊慣

上來述べて來た如く、現行法に於ても管理人の權限が非常に擴大されて居るが、他方住持の權限は著しく縮小されてゐる。

而して其の法的根據は云ふまでもなく、舊慣習法である。特に管理人の場合は董事に關する舊慣を當て落めてゐるやうである。

然らば董事に關する慣習法とは如何なるものであるか、これは前述の如く餘りハッキリしない、僅かに「臺灣舊慣記事」に於て之に干する問答録や調査等を載せて居るが、これとても各地方の有力者に就て問答したり、調査したりするものであるから、固より確然たる根據ではない、又地方に依つて慣習を異にし、人に依つて所説を異にするから一つに統一することは困難のやうである。例へば本記事に依ると南部と北部とは著しく相違してゐる。

即ち嘉義以南の地方には寺廟財産は原則として、賣却、典貸、賃借等の處分を許さないと言つてゐる。之に反して臺中以北の地方には賣却典貸し得るとある。其他著しく相違する點もあるが、枚舉に遑ないから、こゝには大同を取り、小異を捨てる方針で、董事の權利、義務の舊慣を整理すれば略次の如くなる。

(權利)(一)管理事務

(1)所屬財産管理(不動産)

(2)所屬物品管理(動産)

(二)會計事務 (1)帳簿備付 (2)收支決算報告 (3)現金保管

(4)債務整理 (5)祭費の過不足の處理

(三)財産處分 (1)公衆又は官準を経て家屋物件の賣却賃借等

(四)出訴 (1)寺廟を代表して出名控訴し得る

(五)監督 (1)住持僧侶願廟等の身分を支配する(北部)

(義務)(一)所屬財産を廢弛しないこと、

(二)所屬財産處分に相談運籌すること

(三)收支決算を官民一般に報告すること

多少無理ではあるが、董事に干する舊慣を挙げれば以上の如くなる。それであるから現行法に於て管理人の權限を前舉の如く認めたのもあながち根據がないとは言へない、現在の所謂管理人が董事であるならば、董事の所有する寺廟に對する權利義務が當然管理人に

移らなければならぬ。故に管理人は舊慣に於ける董事の職務を襲踏して——宗教調査報告書(第一卷七七頁)の言葉を藉りて謂へば——寺廟を代表し財産の管理、廟祝願廟の任免、監督及び寺廟に關する一切の事務を掌理するものであると謂つて可い。

更に一言すれば管理人は一方には舊慣に於ける董事の職務を襲踏し、他方には現行法に於て莫大の權限をそのまゝ認められてゐるのである。

(參考) 董事に關する覆審法院の判例(覆審法院判例全集一五六頁)

(一) 董事ハ廟務ヲ處辨スルニ付其所屬ノ爐下ノ意見ヲ叩キ其案ヲ決スルヲ必要トセサルモ董事全體ノ協議ヲ經ルヲ必要トス(明治三三控三〇八號、明治三四、三、二九日)

(二) 董事全體ノ合議ニ出ル以上ハ廟ノ或ル事項ニ關シ第三者トノ間ニ於ケル法律行為ニ付テハ唯其事ニ當ルベキ者ノ一二名ヲ定メテ處辨セシメ若クハ其處辨ノ任ニ當リタル者ノミノ姓名ヲ約字ニ表スルヲ以テ足ル(明治三三控三〇八號、明治三四、三、二九日)

七、清國法と寺廟管理

舊慣調査報告書の清國行政法第四卷に據れば、官設壇廟の管官は特別の官吏又は地方官に於て管理するも、民設の寺觀は大體に於て

僧道が之を管理することになつてゐる。但乾隆元年の覆准には次の如き例がある。

福建寺田、有係官掌者、其租原次四分給僧養贍、六分歸官、代表納糧、今將寺田全歸僧收、停止官掌(同行政法第四卷一〇二頁)

即ち福建省に於て、官管の寺田あつたが、遂に官管を停止したとある、同戸部則例田賦寺院莊田の條には

寺田例禁盜賣、有寺無僧、其田應歸官充公。

とある。寺田は盜賣することを禁ずる。僧侶のない寺田は沒收して國庫に歸することを規定してあるから、寺産と僧侶とは非常に密接の關係あることが分かる。本島に管理人のみあつて僧侶の居ない寺觀があるが、若しこの法例を適用するならば如何? 當然沒收さるべき性質のものである。尙ほ同清國行政法に據れば(前舉一〇三頁)

寺觀ニハ心ス住持ヲ置キ、各寺觀ヲ管理代表シ、且其寺觀内ノ僧道ヲ監督セシム

とある。それであるから清國法では主持は對外的には代表權を有し對内的には管理監督權を有するから、恰度前舉管理人の權限そのまゝを有したが、臺灣では清國支配下にあつたから、清國法が行はずに遂に管理人が住持の職務地位を奪ふやうな反對現象を來たしたのである。——(未完)——



舊慣信仰に現れたる神佛

編 輯 子

一、媽祖物語

媽祖は一名天上聖母又は天后と云ひ、支那福建省興化府莆田縣湄州の林氏の女で、始祖は唐の林披である。林披は九人の息子を有し、何れも聰明で、唐第十五代の天子憲宗の時代(西紀八〇六—八二〇)に兄弟九人共刺史となり、九牧林氏と號した。邵州の刺史溫公は其の一人で、その孫に牧園公と云ふ者があり、其の子の保吉も亦與つて功を立てたが、後官を棄て、莆田縣の賢良港に退隱した。其の子孚と云ふ者が世勤を承襲して福建總督となり、孚の子惟愨は都巡となつた。惟愨は即ち媽祖の父である。惟愨は王氏を娶り一男六女を擧げた。そして媽祖はその末女である。惟愨夫婦は平

素善行を修め人に施すことを好み、深く觀音大士を信仰して居たが、長男が至つて弱く發育不良である。

そこで惟愨は今一人健全な後嗣を得たいと思ひ、毎日香を焚いて天に祈つた。それでも尙ほ不安心なので或る夜更に警戒して大士を拜し、主見を得んことを禱つた。すると其の夜觀音大士が王氏の前に現れ一種の丸藥を授けられた。王氏が之を服したので遂に妊娠の身となつた。夫婦は必らず賢い後嗣を賜けるのだと喜んでゐた。

翌年宋太祖建隆元年(西紀九六〇)三月二十三日、王氏は一兒を産んだが生れた子は女子であつた。

夫婦は大に失望したが誕生の際奇蹟的な光景があつたので好い兒になるであらうと

可愛つた。然しこの兒は生後、一箇月を経ても啼聲を立たなかつた。因つて「默娘」と命じた。この默娘が後の媽祖である。

默娘は幼にして穎悟頗る普通の女子と異つて居た。八歳から塾師に就て訓讀を受けた。十歳の時から焚香禮拜を好み讀經禮佛朝夕共に怠らなかつた。十三歳の時、老道士の玄通と云ふ者が其の家に來て默娘の様子を見てその異能を嘗破し佛性を具有したと定めて正果を得るであらうとて玄微の秘法を授けた。又十六歳の時附近の小供と井戸端に遊んでゐた時神現はれて媽祖に一種の巻物を與へた。これより媽祖の舉動は一變したのである。靈通變化自由自在で、或は驅邪、或は救世に屢々神異を顯はすやうになつた。即ち或る時父と兄が海上にて暴風雨に遭ふて難船して居るのを夢にて之を知り自ら行つて其の難を救ふた。又或る時千里外の海上に於て人の危難に逢ひ船將に沈まんとするのを見て海中に草を投げたのでその草は流れて船に附着し且つ變じて材

木となつたので之に依つて人々は危難より免れることが出来た。又媽祖廿一歳の時莆田縣に於て一箇年に互る旱魃があつたので農民は大に苦しんだ。其時縣吏は雨を媽祖に乞はしめたので媽祖は天に祈つたので直ちに降雨があつた。かくて農民の難は救はれたのである。更に媽祖二十三歳の時村中に怪異があつた。一を順風耳と云ひ、一を千里眼と云ふ。これに苦しめられる人民甚だ多く、依つて媽祖は之を征伐し、捕へて自分の部下と爲した。千里眼は右手を額部に當て遠方を睨んで居るもの、順風耳は右手を擧げて右耳を指し、共に骨格達しき鬼神で媽祖の左右に侍して居る。この二神は一は海上千里の外を視、一は海上千里外の事を聞き、以て主神に報告する役目を司ると云ふ。其他媽祖は或る時は戰場に立つて敵を撃退し、奇功ある藥餌を授じて人を救ふ等實に奇々怪々にして人の爲し得ないことを爲し、人を感服せしめたのである。

其の後十三年を經て默娘が二十八歳の秋

九月八日。家人に向つて「私は明朝幸ひ重陽の節に當りますから獨りで高い處に登らうと思ひます」と云はれた。これを聴いた家の人々は皆單なる山登り位に解して別に氣にも留めなかつた。翌九日になつて默娘は香を焚き經を誦して、姉達に向つて「私は今日登山して平素の願を遂げやうと思ひますが道が險しく且つ遠い爲めに皆様をお連れ申すことの出来ないのは残念でございます」と言つて海を渡つて湄州嶼に行き、其處の一番高い峯に上つた。すると忽ちにして濃雲に横はり、白氣天に互り、天樂の妙音が空中に響き渡つた。默娘は徐ろに風に乘じ霧に翼し油々然として蒼蒼皎日の間に翱翔してやがて彩雲に閉されて見えなくなつた。即ち神となつて昇天したのである。

それから媽祖は屢々靈異を顯はして莆田縣一帶の人民に尊信せられ、村民は遂に祠を建てて之を祀り、通賢聖女と呼んだ。然しその名が朝廷に聞へて勅封を受ける様になつたのは昇天後百餘年のことである。

斯くの如く默娘は昇天して神となり、朝廷の待遇を受けて祀典に列せられ、其の父母も公となり夫人となつた。然し天上聖母に對する一般の信仰は多く航海の神として信じた様である。それは福建省を中心とする南支那海特に臺灣海峡が常に風浪高く航行に危險を感じたのと又一つには天后が海中の孤島たる湄州嶼から昇天した因縁にも因るのであらう。孰れにしても支那の戎克船には必ず天后を祀り又船着きの海港河岸には必ず港口に面して天后の廟が立てられ貿易商の團體等に依つて維持せられて居た様である。

然るに神の靈驗は祈願者の欲望により分化するものであるから天上聖母に對する信仰も、今日では密に船乗りや貿易商だけの守本尊でなく農民其他一般の民衆が一齊に無病息災其他加福除疫求子祈雨等一般の現世利益を祈つてゐる。

臺灣に於て最も尊信せられるのは北港の媽祖で、その朝天宮は素晴らしい人氣を博し、毎年舊正月から三月までは全島の參詣者が蟻集し汽車は毎日特別列車を仕立てる有様である。